

令和3年度 調布市障害者地域自立支援協議会

第1回全体会報告書

1 開催日 令和3年7月8日(木) 午後2時30分から4時30分

2 開催場所 グリーンホール 小ホール

3 出席者 (委員19名 事務局15名 傍聴3名)

4 議 題

- (1) 開会の挨拶
- (2) 自己紹介,事務局の紹介
- (3) 会長,副会長の選出
- (4) 調布市障害者地域自立支援協議会について
- (5) 調布市障害者総合計画について
- (6) 令和2年度相談支援事業所の報告
- (7) 令和3年度調布市障害者地域自立支援協議会の各ワーキングの展開について
- (8) 障害者差別解消支援地域協議会
- (9) 閉会の挨拶

5 議事録要旨

(1) 開会の挨拶(事務局)

定刻になりましたので、令和3年度調布市障害者地域自立支援協議会第1回全体会を開催したいと思っております。本日はお忙しい中、またコロナ禍の中、お集まりいただきありがとうございます。開催に当たり、事務局から全体会を実施する上での注意事項などを説明させていただきます。

○事務局(障害福祉課)

新型コロナウイルス感染予防について説明させていただきます。空調は定期的に空気が入れ替わります。また、参加者が会場の定員の半数という条件を満たしております。そして、発言に使用するマイクは事務局職員が毎回消毒をしていきますので、よろしくお願いいたします。

会議はできる限りコンパクトに進行し、最後の障害者差別解消支援地域協議会を含めて、最大で2時間を予定しています。限られた時間の中でなるべく皆が発言できるように、報告事項もコンパクトに行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、会議終了後に感染が明らかになった場合、参加者全員に連絡をとりますので、傍聴席の方も連絡先を教えてください。短い時間ですが、よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、野澤部長からご挨拶をお願いいたします。

○福祉健康部野澤部長

皆さま、こんにちは。第1回調布市障害者地域自立支援協議会全体会および調布市障害者差別解消支援地域協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

東京都内の新型コロナウイルスの感染者数が、昨日 920人と報道があり、900人を超えたのが5月以来で、調布市においても感染者数が増加しております。本日も4回目の東京都緊急事態宣言が出されると報道されていますが、皆様においては感染防止策を講じながら業務・活動を行っていただいていると存じており、相当なご負担をお掛けしていることと思います。

調布市のワクチン接種は、調布駅前とたづくり文化会館の2か所での集団接種、そして各医療機関や各施設での個別接種を実施し、調布市医師会や関係者の方々に多大なるご尽力を賜りながら、順次接種を進めています。希望される方の全てに接種できるまで今しばらく時間がかかりますので、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

さて、調布市では平成18年に自立支援協議会を立ち上げ、本年で16年目を迎えました。当事者の方に加え、学識経験のある方や障害者施設、医療、教育、就労支援、権利擁護等、さまざまな立場や職種の方々からご意見を頂ける大変貴重な場となっており、施策形成につながり事業化に至ったものも多く、委員の皆さまのご尽力の賜物だと思っております、あらためて感謝を申し上げます。

昨年度は、新たな調布市障害者総合計画の策定という節目の年に当たり、本協議会で貴重なご意見を頂き誠にありがとうございました。計画の実施については、市のみならず当事者の方のご参加による推進と進行管理が欠かせないものと考えており、本協議会に報告をさせていただき点検評価をお願いしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

障害者差別の解消については、差別解消法や都条例に基づき、障害を理由とした差別の解消や共生社会の実現に向けて相談事例や合理的配慮の好事例について共有させていただき、それを広めていくことで市全体で差別解消に向けて進めていきたいと考えています。

オリンピック・パラリンピックの開催日程が間近に迫ってまいりましたが、新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さない状態となっております。開催の際には、「パラハートちょうふ」の精神を広める機会にしていきたいと考えております。

最後になりますが、自立支援協議会は私どもにとってさまざまな立場の方の思いや考えを聞かせていただく場になり、普段の支援の在り方をあらためて見つめ直し勉強させていただく場でもあると認識しております。今後も自立支援協議会を通じ当事者の方からのさまざまなニーズを受け止めながら、障害福祉サービスを推進していきたいと考えております。

今年度も、福祉3計画の理念として掲げています「みんなが自分らしく安心してつながりをもって暮らし続けられるまち」づくりの実現に向けて、一緒に議論し考えてまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

(2) 自己紹介,事務局の紹介(省略)

(3) 会長,副会長の選出

推薦により、会長は木下氏、副会長は谷内氏、秋元氏に決定いたしました。

(4) 調布市障害者地域自立支援協議会について

※資料参照

○事務局(障害福祉課)

調布市障害者地域自立支援協議会について説明します。年間報告書の4ページをご参照ください。本協議会は障害者総合支援法の中で規定されている協議会に位置づけられ、関係機関等の相互の連絡や、支援体制の課題の共有、実情に合った体制づくり・地域づくりについて協議することを目的としています。5ページ目に移りますが、令和2年度の体制から各ワーキングは継続され、大きな変化はありません。個別支援会議、相談支援事業所が集まっている専門部会であるサービスのあり方検討会、地域の拠点連絡会、運営会議、ワーキングという3つの部会があり5層構造になっています。そして、調布市では、障害者差別解消法ができた時に、差別解消協議会を本会全体会と一緒に開催するように設定しています。

(5) 調布市障害者総合計画について

※資料参照

○事務局（障害福祉課）

調布市障害者総合計画について説明いたします。昨年の年度末に作成し、今回はその策定をした報告になります。

法律に基づいて市町村が定める障害者福祉に関する計画とは、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つです。調布市は平成30年3月にこれら3計画を一体として、調布市障害者総合計画を作成し、今回は障害福祉計画と障害児福祉計画の一部改定を行いました。この2つの計画は、調布市で障害福祉サービスが必要となる今後の見込み量、そして整備の指針について定めています。例えば、居宅介護や同行援護などのヘルパーを利用する訪問系サービスについて、現在の実績と令和5年度の見込み量や、いつ頃まで整備をするか、また拡大するかを表にまとめています。そして、提供体制確保のための方策として、例えば福祉人材育成センターでヘルパーの育成や資質の向上を図ったり、サービスのあり方検討会で事業所へのアプローチを図るなど、具体的な取り組みを定めています。

作業所など日中活動系サービス、グループホームやショートステイなどの居住系サービス、サービス等利用計画を作る相談支援サービス、放課後等デイサービスなど児童通所サービスを記載しています。

計画策定に当たり、法律上でも、この障害福祉計画、障害児福祉計画を作るときには、市町村は自立支援協議会に意見を求めるよう定められています。今回の策定においては、例えば医療的ケアが必要な方への支援の必要性や、ヘルパー事業所に向けて障害理解などアプローチの必要性、あるいは障害のある方が高齢になっても地域で住み続けられるような仕組みづくりの必要性について、自立支援協議会から具体的な提言を頂き、それらを基に、今回の計画策定を進めました。

このように自立支援協議会で、障害のある方の地域生活に向ける課題や、その課題解決に必要な施策などを検討、提言を頂いて、市の計画に反映させて一つ一つ実現していくという大きな流れになっております。

今回は令和5年度までの3年間の計画で、次回は3計画一体で策定します。今回は改定されなかった障害者計画は、サービス以外の、例えば保育、教育、住まい、交通、まちづくりなど、より範囲の広い計画になっております。

今後、おそらく来年度の途中以降、次回の策定に向けた検討を始めていくので、自立支援協議会で検討された地域課題や必要な施策等の意見をまた伺うこととなります。この協議会で、ますます議論を深めていただければと思います。

(6) 令和2年度相談支援事業所の報告 ※資料参照

(7) 令和3年度調布市障害者地域自立支援協議会の各ワーキングの展開について

○事務局（ちょうふだぞう）

非常時の地域ネットワーク作りワーキングでは、災害時の通所系事業所の「福祉ネットワーク」の形成と自主避難所について、本年度の方向性をご報告します。

通所系の事業所、いわゆる作業所や、放課後等デイサービス事業所と行政相談支援の連携を目的とし、防災計画の二次避難所とは異なる、障害のある方を対象にした調布市独自の避難所開設の実現に向けて検討しています。

一般的な二次避難所等は、障害のある方が避難しづらく、相談を受けている知的障害のある方から、実際どこに避難すればいいかわからないという意見が寄せられています。そのため、サービス等利用計画に併せ、調布市独自で個別の避難計画を立てていくということが昨年決定しました。

加えて、「一時待機所」として、通所系事業所が避難所のような役割を担えないか検討しました。避難所の機能を十分に備えられるわけではありませんが、本来避難すべき避難所に向かうための情報収集や調整を行う「一時待機所」を仮に設定し、その実現のために相談支援事業所と行政が連携しながら、避難所のリアルタイムな情報の提供や安否確認ができればと検討しています。理想では1年間かけて、その実践に向けて、相互協力のような協定を交わせることを目標にしていきたいと思っております。

○木下会長

ありがとうございました。私は座長を務めさせていただきましたが、初めは雲をつかむ思いで、何からやるかというところから始まりました。各自治体やNPO法人で具体的に独自の非常時ネットワーク体制をつくっている代表者の方にご講演いただき、その中から調布市でまずは当面できそうなことを検討しました。避難所に行くまでの待機場所をつくり、そこで待機しながら情報収集や情報整理を行い、落ち着いてから移動するという体制を構築していきたいと考えております。

続きまして、「障害理解のワーキング」のご報告をお願いいたします。

○谷内副会長

障害理解、特に社会モデルの障害について、障害の原因は体や心ではなく、社会の環境に原因があると理解していくプログラムを考えることを目的にしています。

昨年度は、札幌で実際に行われている研修のお話を伺いましたが、今年度はドルチェの方々にご協力いただき、当事者の方も参加するドルチェサロンの場をお借りして、障害理解の学習プログラムの内容などについて意見交換を行っていく予定でした。しかし、緊急事態宣言が出されることになり、恐らく会場が使用できず中止になる見込みです。

これから事務局側と協議していきますが、個人的にはオンラインを使った研修の可能性も検討しており、そのようなツールを使いながら、今年度は様子を見ていく必要があるのかなと考えています。我々の中でできることは昨年度でほぼ終わっているため、今後は市内在住の当事者の方たちと交流や意見交換をしながら進めていく段階にあり、ネットワークの在り方を今後あらためて検討しつつ進めていかないといけないと考えています。始まって早々また大きな壁にぶつかっている状況でございます。

○木下会長

3つ目のワーキングのご報告をお願いします。

○事務局（ドルチェ）

ドルチェでは、「相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握ワーキング」を実施しています。令和元年度から始まり、昨年度はコロナ禍でワーキングも1回しか実施できず、今年度も継続して同じテーマで実施していく予定です。

背景としては、ヘルパー探しにとっても苦慮していたり、もともとヘルパー人材が少ないという実態があり、それらを解消することを目的にしています。

令和元年度に居宅介護事業所に向けに実施したアンケートから浮かび上がった課題を基に、まずは相談支援事業所と居宅介護事業所の顔の見える関係性づくりや、人材育成・確保のために研修やカリキュラムの機会を充実して、障害の理解につなげていくことを今年度の目標としています。

また、介護保険と障害福祉サービスの制度の違いが明らかとなり、相互のよりよい連携を目指すことも目標にしております。

第1回目のワーキングを実施し、1年ぶりであることやコロナ禍も踏まえて、まずは各事業所や当事者団体、当事者の方から現状を伺い、さまざまな意見を頂きました。これらを踏まえて、よりよい連携ができるような仕組みづくりや研修に生かせたらと考えております。

○木下会長

ありがとうございました。それでは、サービスのあり方検討会のご報告をお願いします。

○障害福祉課（障害福祉課）

令和3年度「サービスのあり方検討会」について説明いたします。サービスのあり方検討会は、調布市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員の連絡会という形で行っております。

この連絡会は、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報交換等を図り、一人一人の尊厳ある暮らしが満たされる社会を構築することを目指し、よって障害者福祉の増進に資することを目的として行っております。

出席者は今年度からポコポコ・ホッピングの方も参加し、市内の相談支援事業所14カ所の相談支援専門員が参加しています。

実施計画としましては、今年度は全5回を予定し、第2回目と第4回目は、地域生活支援拠点会議を併せて開催する予定です。事例検討会や勉強会の他、地域体制強化共同支援加算を算定した事業所があれば報告をしてもらい、地域課題について共有を図ってまいります。また、今年度は医療的ケアを受けている方の相談が増えているため、医療的ケアについて知識を深めるために研修会を開催する予定です。新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、オンラインや対面で開催し、事業所間での連携や情報共有を行っていきたいと思っております。

○木下会長

ありがとうございました。ただ今3つのワーキングと、サービスのあり方検討会の方針をそれぞれの担当からご報告いただきました。何かご質問、ご意見等はございますか。

○A委員

避難所について、地震や水害など災害によって避難場所が違うのは分かりにくいので一本化してほしい。市民に分かりやすいのがいいです。

○木下会長

貴重なご意見をありがとうございます。また検討させていただきたいと思っております。

○B委員

今のご発言と同様に感じていました。水害のときに、今まで地震を想定した知識を持っていた方が避難したら、そこはハザードマップの浸水地域なので避難所じゃないと言われて路頭に迷ったという話を聴きました。一般の方には分かりにくく、特にその方は学校に通っていない障害を持つお子さんがいる家庭なので、知識として知っていただけだったので、分かりやすい伝え方が必要だなと思います。

そして、サービスのあり方検討会について、全体を通して地域課題を検討するという点では、最新かつリアルタイムの話題が出てくる場所だと思いますが、障害者の方あるいは家族からの相談の中で、コロナ禍で苦勞されているお話ことがあれば教えていただきたいです。

また、医療的ケアの研修会について、市内には、歩ける、走れる、動けるお子さんで医療的ケアが必要な方もいて、そういう方はいわゆる重心のケアの枠に当てはまらず、なかなかしっくりくる支援がないと話されていました。そういう点も含めて、研修を受けて相談を受けていただけたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○木下会長

ありがとうございます。2つ目のあり方検討会のご質問について、ご担当の方をお願いします。

○事務局（障害福祉課）

昨年度は検討会の開催が難しい中、事業所でのコロナに関する対応や、困ったことについて意見を頂き、事業所間で共有する場を設けることができました。そして、頂いた意見を持ち帰りまして、地域担当のケースワーカーに共有し、取り組ませていただきたいと思っております。

○B委員

また今後、何かご協力をいただけるのかなと感じております。よろしくをお願いします。

○木下会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ここまでの内容についてご承認いただけますでしょうか。（拍手をもって承認）

ありがとうございます。この内容で進めさせていただきたいと思います。また、個別にでも結構ですので、ぜひ色々なご意見を賜りたいと存じております。よろしくお願いいいたします。

(8) 運営委員への立候補

○事務局（ちょうふだぞう）

運営委員会についてご説明申し上げて、皆さまから立候補、推薦をいただきたいと思います。運営委員会は、自立支援協議会全体の運営を行い、主な役割としてはワーキング懸案の選定を、去年でやりました3大懸案の会議を開きまして、次年度のワーキングテーマについて意見を頂き検討させていただくものでございます。

今年度も全体会委員の所属団体から推薦・立候補の方がございましたら、8月7日までに事務局にご連絡ください。推薦や立候補が不在の場合は事務局から推薦を一任させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○木下会長

運営委員の立候補や推薦が無い場合は、事務局に一任します。全体を通して、何かご質問やご意見等ございますか。

○A委員

私は何も知らなくて、大したことは言えませんが感想を言わせていただきます。

僕も障害があり、自立支援という語には障害を持った子どもが一人で生活できるように応援するイメージが湧きました。夫を亡くし、障害を持った子どもの車いすを引っ張っている母親の姿をよく見かけますが、自分が死んだら子どもがちゃんと生きていけるかと一番心配していると思います。

また、母親はそう思いながら、子どもさんが自立すると、今度は自分の生きがいがなくなってしまふ、何て言うのですかね。

○木下会長

喪失感ですかね。

○A委員

そう。喪失感をケアする必要があるのですが、子どもは自立できるという心構えが必要です。障害を持っていても自分で希望すれば健常者と同じように自立して生活していられるんです。そういうことアドバイスとか何か。秋本副会長のように立派に自立している方の体験談を広めていけば、障害も含め自立して生活している人もいるんだと親もきちんと心構えができると思うんです。

個人情報の問題ということであれば、社会福祉協議会が仲介して当事者同士をつなぐなどして、具体的に動かなくてはいけないと、僕はそう思っています。障害を持っていても意欲のある方は自分で生活ができる、自立できるんだということを、もっと一般人に知ってほしいと思います。

○木下会長

ありがとうございます。最後に話された一般の市民というのでしょうか。どういった方を対象にするか議論が必要でしょうが、障害のある方たちの生活に関して理解、障害自体を理解ということであれば、ワーキングで進めていかれたらと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

○C委員

昨年度、障害福祉計画の意見具申の際にも、福祉と医療の連携の必要性を申し上げましたが、計画策定の間ということでは検討されず、サービスのあり方検討会で検討してはどうかと助言を受けました。精神障害者の場合、福祉と医療の両方が必要です。連携が取れていない両方から支援を受け、自立できない子どもをずっと抱えたまま生きていられるご家族が非常に多いです。

今回、サービスのあり方検討会の方針を拝見しましたが、連携ではなく、サービスの在り方がテーマになっており、医療と福祉の連携というような横断的なテーマにまでは至っていないように見受けられました。精神障害者の家族は今、医療と福祉の連携ができずに孤立している家族が多く、こうした課題を検討してほしいという願いは、どこにどのように挙げればよろしいでしょうか。

○木下会長

この場で仰っていただいたことで、どこで取り上げるか検討したり、サービスのあり方検討会で取り上げるテーマになりますかね。他にどういった場がありますでしょうか。重要かつ貴重なご意見です。

○D委員

医療と福祉の連携は非常に大事なことで、これまでは医療だけではなく、福祉だ、地域だという感じでしたが、今は両輪として、医療も大事で福祉のサービスも大事という考えになっています。

相談する場所がないということでしたが、希望ヶ丘や相談支援事業所に一度連絡していただき、まずお話を伺いたいです。例えばお子さんが医療にかかりたくないとか、それでご家族が行き詰まってどこにもつなげれないなど、具体的にどのような連携が不足しているのか、まずは一度、希望ヶ丘にご連絡していただきたいと思います。

そして、希望ヶ丘とつながることで市役所の地域担当とつながって、みんなで考えて一緒に解決

していこうと、その方を支援するチームの輪ができあがっていきますので、ぜひ一度ご連絡を頂ければと思います。

○C委員

これから申し上げることは、大変失礼な発言になると思いますが、抱えている孤立というのは、相談した結果、医師は服薬の助言や指導をして、福祉の方は声掛けや傾聴もして下さるのですが、結局を家庭に持ち帰って、高齢の親が子どもとどのように話し合っているかわからないという状態で留まってしまっているんです。相談してくださいと必ず言われますが、相談した後の進展につながらず、家族が抱えてしまっています。相談の次の具体的な方策や体制について検討をお願いしたいです。

○D委員

おっしゃるとおりだと思います。相談したから改善されるということではないし、次の手が見つからないということが非常に重要な課題です。非常に苦しんでいるご家族も多いのですが、今より悪くしないために相談を続けてください。

「自分がいなくなったり、動けなくなった後に、子どもや家族が心配でしょうがない」というご家族の話をよく聞きますので。すぐに解決策が見つからないことも多いのですが、関係機関とつながることで、親や家族が一人で抱える負担を分担して、具体策を一緒になって考えていただけたら、こちらとしては助かります。

きれいな事かもしれませんが、相談する中で、実際に時間がたつてうまくいくという事例もあります。相談しろとばかり言って困るということですが、こうしたことから引き続き相談をしていただけると助かります。

○C委員

お世話になっている皆さまに、このような失礼な言い方をされていて本当に申し訳ないのですが、ご説明のとおり、継続的な相談のほかに解決策がないことは分かっております。でも、もう少し具体的に、それぞれの個別のサービス支援事業所の問題ではなく、調布市全体の体制の在り方として見直すという方向は絶対あり得ないのでしょうか。

○D委員

個人的な意見ですが、医師と支援者によるアウトリーチ、行き詰まったり孤立している方のところに個別に訪問したり、実際に現場で何か支援を行うということが今後どんどん必要になっていくと思っています。C委員がおっしゃるとおり、今のままではいけないし、孤立する家族が増えるばかりで、そこは非常に重要な課題だと思って受け止めさせていただきます。調布市の体制も、そうならいければいいなと思っています。

○A委員

すいません。市役所の窓口で相談先を振り分けるなど、分かりやすい方法を考えてほしいです

○木下会長

ありがとうございました。

○C委員

アウトリーチはこちらが本当に希望していることですが、現状の体制ではできないと言われていきます。これは要望を出せばいいのか、自立支援協議会のような公の検討の場で具体化しないといけいいのか、アウトリーチを実現するための方策について、できればこの自立支援協議会の場で検討していただきたいと思っています。

○木下会長

ありがとうございます。個人的な見解ですが、このように全体会で意見を出していただいたことによって、どこで話し合うべきか検討できると思います。現段階で思いつくのは、まずは先ほど説明があったサービスのあり方検討会で話し合われるべきことのように感じました。

これはどこかで必ず取り上げるべき問題だと思います。一回事務局のほうで検討するか、この件で必ずどこかで検討するということを前提に、どこで検討するかを検討させていただくという形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。非常に貴重なご意見を頂きました。

○B委員

今の課題のように、その会の中で困っていることだけれども、実は調布市全体の仕組みとしてできればいいなというものがあると思います。相談支援事業所との間で相談しているだけでは解決しないという感覚があって、おそらく調布市の仕組みとしてそういうものがあってほしいということですね。毎回、自立支援協議会の中でそうした課題を検討する時間をつくっていただきたいと思っております。

○木下会長

それは、全体会で全員で共有したほうがいいということですか。

○B委員

そうです。分科会はまだテーマが決まっていますから。

○木下会長

ありがとうございます。今後は時間を取って、今のようにご意見を頂きたいと思います。そして、全体会は開催回数が少ないので、随時事務局に意見を挙げていただき、全員で把握していくという方法もあるのではないかと思います。事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課）

時間を取れるか、プログラム構成を検討していきたいと思います。

○D委員

そうした点を含めて、これはワーキングのテーマにもなり得ますよね。

○木下会長

そうですね。それでは時間となりましたので、全体会を終了させていただきます。ご意見等がある方は事務局にご連絡をお願いします。皆さまのおかげで、今回はとてもスムーズに進行し、今のような非常に濃い議論もでき、非常にいい会になったと思います。ありがとうございました。

(8) 障害者差別解消支援地域協議会

○事務局（障害福祉課）

それでは、後半の障害者差別解消支援地域協議会を始めさせていただきます。平成28年に差別解消法が施行されて、この協議会は設置されました。差別解消法は、障害の有無にかかわらず互いに尊重し合う共生社会を実現するために、差別を解消することを目的としています。罰則規定を設けていない法律のため、相談があった時は双方の話を聞き、建設的な話し合いを持ち合理的配慮を求めたり、地域で皆さんが差別的な取り扱いなく生活できることを目的にしております。

差別解消協議会の趣旨は、相談された事例を共有し、調布市全体で共生社会が広がって欲しいという目的で行っています。また、差別解消協議会には守秘義務の規定がありますので、個人

が特定されないように紹介し、皆さんにも守秘義務があるということでご参加いただいているということ、よろしくお願ひいたします。

今回は今年度第1回目になりますので、委員の互選により会長を選任してまいります。立候補はいらっしゃいますか。(事務局に一任される)ありがとうございます。昨年度に引き続き、会長は谷内氏にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○谷内会長

皆さん、よろしくお願ひします。挨拶に代わり障害者差別解消法の改正についてご報告したいと思います。

これまでの障害者差別解消法では、お店や飲食店などの民間事業者では合理的配慮は努力義務でしたが、今回の改正で義務化されました。そのため、行政機関および民間事業者は、障害者から意思表示があった場合は合理的配慮をしないといけないこととなります。ただ、3年以内に施行という条件が付いており、おそらく数年後に施行になるのではないかと考えております。残念なことではありますが、改正によって一歩進んだことは非常に嬉しく思っています。ちなみに、東京都の条例ではすでに合理的配慮を義務化しております。報告書84ページをご参照ください。障害者差別に関する相談の流れは、調布市によってフローチャートが作成されておりますので、ご参考になさってください。特に今回初めて本会に参加されている方には理解しやすいと思っておりますので、ご紹介させていただきます。

では、差別解消支援関連の相談件数・内容について2件のご報告をお願ひいたします。

○事務局(障害福祉課)

市で事実確認調査も行って対応した2事例についてご紹介します。

まず、1つめは精神疾患と広汎性発達障害のある方の店舗での書字障害に関する事例でした。(事例紹介)

両者の話を聞き、店舗の方に書字障害について説明をしたところ、店舗の方は視覚障害や手の不自由さがあって代筆を依頼されれば必ず書いているが、今回は分からなかったからできなかったと話されておりました。目に見えない障害があることを障害者差別解消法の合理的配慮のパンフレットを見せてご説明しました。

当事者に対しては、書字障害という言葉だけでは合理的配慮を得にくいいため、ヘルプカード等を活用し、具体的な支援方法を書いたものを見せるなどすると、相手に理解してもらいやすいのではないかと提案しました。

一般市民には目に見えない障害への理解がまだ浸透していないことを実感し、また、合理的配慮をしてもらうために、具体的な内容を伝えることも大事だと感じた事例でした。

○谷内会長

ありがとうございました。ご意見とかご質問はありますか。

○B委員

質問ですが、書字障害の方でも書きにくいだけとされている方だったら、名前を書いたものを見せて書いてもらうことができると思いますが、気持ちの面からそれができない方だったのですか。

○事務局(障害福祉課)

そうです。うまく伝えられなかったということもあります。

○B委員

相手に伝えられずにトラブルになって嫌な思いをするのも嫌だったかと思ひます。もし可能であ

れば、ここは割り切って名前ぐらいただたら書いてもらうのはどうかと、合理的配慮の求め方を提案してみてもいいのかなと思いました。

○事務局（障害福祉課）

そうですね。そのために、ヘルプカードを使って具体的に支援が頼めることを紹介しました。

○B委員

店の方に配慮を求めても、なかなか考えつかない時もあると思いますので、支援者からこういう形でなら一番簡単だよと提案してあげるのもいいのかなと思います。

○谷内会長

ありがとうございます。

○A委員

個人的な事例ですが、私はいつもヘルプマーク付きの杖を持参しています。市役所の食堂で食べる時は、席まで持ってきてほしいときちんと伝えます。以前、席まで自分で持って行こうとした時にぶちまけてしまったことがあり、迷惑を掛けるから持ってきてほしい、そして返してほしいと伝えます。意思が伝われば手伝ってくれます。感謝を伝えれば、相手も笑顔で「いつでもどうぞ」と返してくれます。

○谷内会長

ありがとうございます。

○E委員

2月に携帯電話が壊れ、同じ会社で更新しようとしたところ、署名はタブレット端末を使用していました。紙には書けるがタブレット端末に書くのは非常に難しい。仕方なく家族に対応してもらいましたが、それまで5日ほど携帯電話を使用できず、社会的な障壁となっていたことが分かると思います。機械化が進むことで新たな差別を生むのではないかと怖い気持ちになりました。

○谷内会長

ありがとうございました。デジタルデバイドといわれ、デジタル製品を使えるかどうかという格差問題があります。最近では、高齢者の方のワクチン接種予約騒動がありましたよね。私も店舗でポイント欲しさに会員登録をしようとした時、タブレット端末の入力が必要だと分かった瞬間、断りました。タブレット端末の画面はよく見えず、とても時間がかかります。店舗の方をお願いするのはいいのですが、もらえるポイントと引き換えに個人情報が出てしまい、どちらが得なのかと考えると虚しくなってしまう。新たな差別や不便を生んでしまっているなど、あらためて感じました。ありがとうございます。

私の大学にも障害を持っている学生がたくさんいます。相談に来る学生たちをお願いするのは、ちょっと失礼な言葉で「取説（取扱説明書）」という語を使っていますが、簡単で分かりやすい自分の取説を作り、授業の初回に教員に渡したり、説明をして理解をしてもらうひと手間をお願いしています。障害者差別解消法は、建設的対応という都合のいい表現をしていますが、お互いの歩み寄りにつながるきっかけ作りが必要です。

今回、確かに書字障害というなかなか聞き慣れない言葉で、ヘルプカードでは全て解決しないと思いますが、この経験から、自分から伝える工夫をするきっかけになったらいいかなと思います。もっと希望を言うと、当事者同士が集まって、どんな工夫をしているか情報交換会ができればいいですよ。おそらく、これまではそれぞれの障害者団体で、障害種別ごとの団体の中で行っていたのですが、最近は団体加入率が非常に低くなっており、同じ障害のある方同士の情報交換の場が

減ってきていると感じています。

○事務局（障害福祉課）

2つめは、ヘルプカードに関連するものです。ヘルプカードを首から下げてレストランに行き、メニューの内容などを聞いたけれども横柄な態度で、希望するような丁寧な対応ではなかったと相談がありました。店が忙しかったのかもしれない、障害を理由とした差別ではないようでしたが、レストランへ出向いてヘルプカードや差別解消法、合理的配慮の説明をしました。

調布市で作成したヘルプカードは、配慮の内容や連絡先などを記載できます。

○A委員

ヘルプカードはあまり人気がなく、ヘルプマークのほうが使い勝手がいいように思います。

○事務局（障害福祉課）

ヘルプマークは、市で配布しておらず、都営地下鉄や都立病院などで、どなたでももらえます。ヘルプカードであれヘルプマークであれ、所持している方と接するときは配慮する気持ちを持っていただきたいと思い、この事例を紹介いたしました。

○谷内会長

ありがとうございます。皆さまからご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○D委員

精神障害は周りから見えない障害なので、配慮が必要だったら自分で伝えなくてはいけませんが、当事者の方にとっては自分の意見を言えない方もいて、ヘルプカードというのは、当事者の方の言葉に近いものです。気付いてほしくなかったら付けないし、付けているということは必要な時に声をかけてほしいという印です。ぜひ知っていただき、相手の立場に立つというとても大事な意味があり、今後流布されていってほしいと思っています。

○谷内会長

年々広がっている実感はありますよね。最初の頃は「これは何だ」という印象でしたが、去年はYahoo!オークションにかけられて大きなニュースになっていました。地方で出回っておらず、入手するためにオークションで買う方たちがいるということは、全国的に広がってきていることだと思います。

○A委員

会長の話していた自分の取説はいいですね、感心しました。ヘルプマークの中に自分の取説を入れるようにしたらどうでしょう。

○F委員

ヘルプカードの中には支援内容などの必要事項をきちんと書けるようになっていきます。

○A委員

そうでしたか、けれども、そうしたことは一般の人は知らないんです。

○F委員

一般の方にも広がれば、障害理解につながるのではないかと思います。ただ、見えない障害の方の場合、普段は障害を知られたくないという方もたくさんいるので、難しい面もあると思います。

○谷内会長

ありがとうございます。限られた時間でいろいろな意見をありがとうございます。それでは、配布した相談事例集をご参照ください。

○事務局（障害福祉課）

これまで東京都に寄せられた相談事例，そして対応した結果について載っておりますので，ぜひ各事業所の方や団体でご活用ください。

○B委員

この相談事例集の20ページに，電話リレーサービスでの手続きを断られたという例があります。G委員に伺いたいのですが，電話リレーサービスが公的サービスになったというニュースを見ましたが，手続きを断られることはよくあるのですか。

○G委員

電話リレーサービスについて，皆さんはご存じでしょうか。よく分からないという方もいらっしゃると思いますので説明します。聞こえない人が電話をしたい時に，代わりにつないでくれるサービスで，7月1日に公的サービスとしてスタートしたばかりですが，3年ほど前から試験的に日本財団が行っていました。利用者登録をして利用できるようになってからは，私も何回か使用した経験があります。

この事例集に載っているものは，電話リレーサービスを使ったところで何かが起こったという可能性があります。サービス自体が問題ではなく，先方がサービスを知らないと使用できないことや，本人確認が必要な場合は断られることが多かったです。また，自宅のインターネット契約など，手続きがしたくともできない個人の契約は，電話リレーサービスでは断られていました。家族が代わりに連絡してほしいと依頼されることも多く，けれども，私の場合は夫婦共に聞こえず，娘でもいいというので何とか対応しましたが，娘の本人確認をした時にダメだと言われ，やり直しになったこともありました。差別解消法が変わり，おそらく今後は断られる事例は減っていくだろうと予想しています。

○谷内会長

ありがとうございます。B委員，よろしいですか。

○B委員

G委員の紹介で電話リレーサービスの研修会に参加させてもらったことがあり，それ以来ずっと興味を持って見てきたので，公的サービスとして始まってとてもよかったと思います。本人確認が何度も必要なものなどは使えない場面もあると聞いていますが，これはすごく不便です。何度電話しても，色々な人から電話してもらってもダメです。電話に出た人が本人かどうか声で見分けられるわけではないのですが，本人が電話に出ることが必須だということが，聴覚障害の方に全く配慮されていないことがまだまだたくさんあります。電話ができないので救急車が呼べないなど，とても困る事例もあると聞いたことがあり，そうしたことがなくなるといいなと思っております。

○谷内会長

ありがとうございました。

○B委員

ありがとうございます。

○谷内会長

ぜひ皆さま，この相談事例集を読んでください。学ぶ情報が本当にたくさん入っております。

これで終了としますが，残念ながらコロナ禍の中で，多くの障害者が新たな差別を受けていると思います。これまでにない形のコロナ禍差別です。それぞれの団体の中で協議していただき，ぜひ市やこの場で共有していただければありがたいと思います。

○事務局（障害福祉課）

ありがとうございました。第2回は10月21日木曜日、国領のあくろすホールで開催します。
本日はご多忙の中、雨の中、ありがとうございました。これで第1回の調布市障害者地域自立支援
協議会と差別解消協議会を終了いたします。